

大規模災害時における国立大学法人高知大学と高知県高知南警察署との施設・敷地の貸与協力に関する協定書

大規模災害時における施設・敷地の貸与協力に関し、国立大学法人高知大学（以下「甲」という。）と高知県高知南警察署（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模災害時に乙の施設である高知南警察署庁舎が使用不能になった場合（以下「有事の際」という。）に、甲の施設・敷地の一部を貸与することにより、乙が高知南警察署警備本部として使用することを目的とする。

(貸与範囲)

第2条 甲は、有事の際に、大学運営及び高知市指定避難所としての機能の妨げにならない範囲で、甲の施設・敷地を貸与する。

2 甲が乙に貸与するものは、原則として施設・敷地のみとし、通信環境などの付帯設備は含まれない。ただし、電力・上下水道に関して、使用可能な場合においては、使用を認める。

(貸与許可)

第3条 乙は、有事の際に甲の施設・敷地の貸与の許可を得る場合は、甲の定めにより申請書を提出するものとする。ただし、提出が不可能な場合は、口頭で許可申請をし、許可を得た上で、後日申請書を提出するものとする。

(管理責任)

第4条 甲は、乙が甲の施設・敷地を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は、一切負わないものとする。

(使用料等)

第5条 甲の施設・敷地の貸与については、無償とする。ただし、乙は、その使用が終了した時は、これを原状に復する義務を負う。

(窓口担当者の決定・通知)

第6条 甲及び乙は、それぞれ相手方との連絡窓口になる複数の担当者を定め、その連絡先及び緊急連絡先を相互に通知する。

2 前項で通知した内容に変更があった場合は、変更内容を相手方に速やかに通知する。

(有効期間、解除)

第7条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が協定の解除を通知しない限り継続するものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本誓2通を作成し甲及び乙が記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成27年2月6日

(甲) 高知市曙町二丁目5番1号

国立大学法人 高知大学

学 長



(乙) 高知市棧橋通4丁目15-11

高知県高知南警察署

署 長

